

公 告

第 260号

SGホールディングスグループ健康保険組合規約第48条について
下記のとおり変更がありましたので公告します。

平成27年2月27日

SGホールディングスグループ健康保険組合

理事長 佐川 光



記

予備費の費途変更による規約変更

(予備費の費途)

第48条 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

(1) ～ (6) 省略



(予備費の費途)

第48条 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

(1) ～ (6) 省略

2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 介護納付金

(2) 還付金

附則 この規約は平成27年4月1日から施行する